

耐震改修（要安全確認計画記載建築物等）  
に伴う固定資産税減額申告書  
（兼受付処理票）

年 月 日

（あて先）太田市長

納税義務者

住 所

フリガナ

氏 名

（法人の場合は法人名、代表者）

電話番号（ ） -

個人番号又は法人番号

太田市市税条例附則第10条の3第14項の規定により下記のとおり申告します。

申 告 事 項			
家屋所在地	太田市		
家屋番号			
種 用 途 類 （ 用 途 ）		構 造	
床 面 積	㎡		
建 築 年 月 日	年	月	日
登 記 年 月 日	年	月	日
耐震改修完了日	年	月	日
区 分	<input type="checkbox"/> 要安全確認計画記載建築物 <input type="checkbox"/> 要緊急安全確認大規模建築物		
耐震改修に 要した費用	円		
<small>※ 耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る補助の算定基礎となった費用を記入してください。</small>			
改修工事が完了した日から 3か月以内に申告ができな かった場合にはその理由			

※注意事項 この申告書には、裏面に記載した書類を添付してください。

処 理 欄	減額物件番号	評 価 額	減額対象評価額	固定資産税額	減 額 税 額

# 耐震改修（要安全確認計画記載建築物等）に伴う固定資産税減額申告書 説明事項

## 1. 減額の対象となる家屋の要件

減額の対象となる住宅は、次の要件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に掲げる要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋であること。  
(耐震診断の報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示の対象となったものを除く。)
- (2) 平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を施した家屋であること。
- (3) 耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る政府の補助を受けていること。

## 2. 減額内容

耐震改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分の固定資産税の2分の1に相当する額が減額されます。

※当該2分の1に相当する金額が改修費用の5%に相当する金額を超える場合は、5%に相当する金額。

※住宅として減額の対象となる居住部分を除く。

## 3. 添付書類

- ① 耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る補助金確定通知書（写し）
- ② 建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める耐震診断結果の報告書（写し）
- ③ 改修後の家屋が耐震基準に適合する家屋であることの証明書

太田市役所総務部資産税課家屋係  
〒373-8718 太田市浜町2番35号  
TEL: 0276-47-1819 (直通)  
FAX: 0276-47-1870